

## 大阪府、大阪大学およびダイキン工業株式会社との連携に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）、国立大学法人大阪大学（担当部局 サステイナブルキャンパスオフィス）（以下「乙」という。）及びダイキン工業株式会社（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲、乙および丙が、相互に交流及び連携することにより、大阪府内の脱炭素化を推進するとともに、2050年カーボンニュートラル実現に貢献することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲、乙および丙は、前条に定める目的を実現するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- 大阪府有施設のZEB化推進に関する事項
- 大阪府有施設のダイヤモンドリスポンスに関する事項
- その他、本協定の目的を実現するために必要と認める事項

2 甲、乙および丙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙丙合意の上決定する。

### （守秘義務）

第3条 本協定に基づく連携により知り得た秘密情報を、相手方の書面による事前の承諾を得ずに第三者に開示しないこと、目的以外に使用しないこと、又は漏洩してはならない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続する。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙および丙のいずれからも協定を終了する旨の書面による通知がないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間この協定は同一内容で更新されるものとし、その後も同様とする。

### （疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲、乙および丙が協議の上、これを定める。

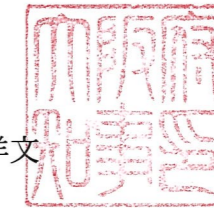
本協定の締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙、丙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年11月10日

甲 大阪府大阪市中央区大手前2丁目

大阪府

大阪府知事 吉村 洋文



乙 大阪府吹田市山田丘1番1号

国立大学法人大阪大学

理事（兼）サステイナブルキャンパスオフィス長 田中 学



丙 大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号

ダイキン工業株式会社

専務執行役員 空調営業本部長 船田 聡

